

令和5年8月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和 5 年 8 月 25 日 午後 1 時 30 分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ○ 3 番 佐次川 茂 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一 ○ 7 番 武部 文男 ㊦ 8 番 太田 重敏 ○ 9 番 梶山 達男 ○ 10番 崎村 康子 ☒ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳 ○ 13番 松永 勝也 ○ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康 ○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂 ○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 岩木 保徳 ○ 濱崎 稔 ○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 北川 廣海 ○ 瀬川 伸清 ○ 松本 覚二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也		
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
7 番 武 部 文 男		8 番 太 田 重 敏	

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和5年8月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席は、農業委員11番大石委員、推進委員4番山口委員、同じく9番百枝委員でございます。それから、農業委員8番の太田委員から遅刻の連絡が入っております。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします

本日の付議事項の議案につきまして、事前にお知らせしておりましたが、第47号として追加提案させていただいております。このことについては、本日の委員会日程の表紙の差し替え分と、議案書として追加提案分をお配りしておりますので、よろしくお願いします。

先週から実施しております農地パトロールにつきましては、17日の星鹿地区、18日に今福地区、22日に御厨地区、23日に上志佐地区が終了しております。委員の皆様方、猛暑の中ご協力いただきましてありがとうございます。残りは来週28日の調川地区、29日の志佐地区、9月6日の鷹島地区、8日の福島地区となっております。引き続きよろしくお願いいたします。

それから、パトロールに使用するタブレットにつきまして、鷹島地区と福島地区の前回お配りできなかった分、本日お配りしておりますので、ご確認くださいということと、当日のパトロールの際は充電をしていただいで臨んでいただければと思います。それから、本日お手元に届きます全国農業新聞についてのご報告でございます。本日の農業新聞の最終面に長崎県版といたしまして記事が掲載されております。その中に輝く女性ということで、志佐町池成免で繁殖牛の家族経営をされています[氏名]さんの記事が掲載されておりますので、結構大きな枠で載っております。是非、ご覧いただきたいと思います。

それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、8月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆さんこんにちは。8月の定例総会にこの暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。大変な猛暑でございます。私も一つの経験として、今年初めて熱射病というのを体験いたしました。お盆の2日前くらいにお墓の隣にある木を大きなチェーンソーで剪定していたらとくかく具合が悪くなって嘔吐感と痙攣がきて、心臓が止まるんじゃないかなという気がして、家まで何十mしかないんですけど、歩いて帰れないようになりました。私も一番高齢ですが、皆さんもまだまだ残暑が10月くらいまで続くようにニュースで言っていましたので、どうぞ気を付けて屋外でも室内でも水分補給、塩分補給に努めて罹らないようにしていただきたいと思います。先ほど事務局より農地パトロールの実施された皆様へのお礼、それから今後の農地パトロールのお願いがありましたけれども、本当に私からも猛暑の中、使い始めたタブレットを使ってのパトロールも心身共にお疲れだったことと思います。ありがとうございます。そして残された地区の委員の皆様よろしくお願いいたします。

今日の総会の議案は、3件と付議事項の1件で4件となっております。終了しましたら、その他の事項として事務局よりお願い等なるかと思いますが、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。暑いですから、短時間で済むようにお願いして、早速議事に入りたいと思います。。

議 長 それでは、議事録署名人の指名に移ります。7番武部委員、8太田委員のお二人をお願いします。

続きまして、報告事項です。1ページ申請事件の処理状況から提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請事件の処理状況です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係
令和5年7月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5			農家住宅	772 m ²	R5.8.15 許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係

申 請 事 由		件数	面 積		
			田	畑	積 計
第5条	資材置場兼生コンプラント設置用地	1	1,750 m ²		1,750 m ²
	駐車場用地	2	432 m ²	385 m ²	817 m ²
	進入路	1		56 m ²	56 m ²
計		4	2,182 m ²	441 m ²	2,623 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面 積		
			田	畑	積 計
所有権移転					
利用権設定		8	6,871 m ²	4,403 m ²	11,274 m ²
	賃貸借	4	6,871 m ²		6,871 m ²
	使用貸借	4		4,403 m ²	4,403 m ²
計		8	6,871 m ²	4,403 m ²	11,274 m ²

承認関係

内 容	件数	面 積		
	筆数	田	畑	計
荒唐農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について	2		2,065 m ²	2,065 m ²

議 長 事務局からの報告が終わりました。各委員さんから何かご質問等ございましたら。

委 員 (なし)

議 長

なければ、報告どおりとさせていただきます。

続きまして、議事に移ります。議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第44号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、事件番号1番2番ですが、西九州自動車道のトンネル工事の工期延長のために今年2月に一時転用の期間を延長しておりましたが、再度の工期延長に伴いまして、一時転用の期間を再度延長するための申請です。

事件番号1です。関係資料を10～17ページに掲載しておりますので、適宜ご覧ください。借人は、福岡市中央区薬院一丁目■■■■■、■■■■■特定建設工事共同企業体、代表者、■■■■■株式会社九州支社、常務執行役員支社長、■■■■■氏で、貸人は志佐町里免■■■■■、■■■■■氏です。土地の所在地は、志佐町白浜免字向平■■■■■番、田1, 750㎡で、農地以外の併用地が同所■■■■■番、原野393㎡、■■■■■番、原野2, 558㎡の二筆、三筆の合計面積は4, 701㎡です。農地区分は、農用地区域内にある農地で、原則転用不可ですが、要件を満たす場合に一時転用が可能となっております。転用の目的は、西九州自動車道のトンネル工事に必要とする資材置場兼生コンプラント設置用地として利用するもので、現在、令和5年10月22日までの一時転用の許可を受けておりますが、発注者と受注者の協議の結果、工事期間が令和6年3月29日まで延長されることとなりましたので、一時転用期間も再度延長するものです。土地利用計画については13ページの配置図をご覧ください。既に一時転用許可を受けておりますので、現在図面のとおりに利用されているところです。排水は濁水処理装置で処理し河川へ放流されております。近隣の営農に関して、北西に■■■■■氏のハウスがありますが、防音壁などの対策が取られており、これまで大きな問題等は発生しておりません。最後に、残高証明により資金計画を確認し、農地復元計画によって転用期間内に農地へ復元することも確認しておりますので、本事業は確実に進められると思われれます。

次に、事件番号2です。関係資料を10～12、18ページに掲載しております。借人は、事件番号1と同一人で、貸人は志佐町白浜免■■■■■番地、■■■■■氏です。土地の所在地は、志佐町白浜免字石原田■■■■■、田432㎡です。農地区分は、松浦鉄道松浦発電所前駅から約260mにある農地のため、第3種農地です。転用の目的は、トンネル工事に従事する従業員の駐車場用地として利用するもので、現在、令和5年10月22日までの一時転用の許可を受けておりますが、事件番号1と同様に令和6年3月29日まで一時転用期間を延長するものです。土地利用計画につきましては18ページの配置図をご覧ください。既に一時転用許可を受けておりますので、図面のとおりに利用されています。排水は雨水排水のみで自然流下です。近隣の営農に関して、隣接する農地はありません。最後に、残高証明により資金計画を確認し、農地復元計画により転用期間内に農地へ復元することも確認しておりますので、本事業は確実に進められると考えております。

次に、事件番号3です。関係資料を10、19～22ページに掲載しております。譲受人は、福岡市南区和田1丁目■■■■■、■■■■■氏。譲

渡人は福岡市南区長丘3丁目[REDACTED]、[REDACTED]氏です。土地の所在地は、御厨町池田免字西原[REDACTED]、畑385㎡です。農地区分は、小規模の団地に属する土地改良等事業の対象となっていない農地であり、第2種農地です。転用の目的は、中古住宅の購入に伴って、住宅用の駐車場を整備するものです。土地利用計画につきましては21ページの配置図と22ページの断面図をご覧ください。申請地は一段高いところにありますので、断面図のとおり切土して進入路を確保し4台分の駐車場が整備される計画となっています。排水は雨水排水のみで自然流下です。東側に畑がありますが駐車場は碎石舗装されるため営農に問題はないもとを考えております。最後に、通帳の写しにより資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われると思われま

す。最後に、事件番号4です。関係資料を10、23～25ページに掲載しております。譲受人は今福町北免[REDACTED]、[REDACTED]氏で、譲渡人は北松浦郡佐々町小浦免[REDACTED]、[REDACTED]氏です。土地の所在地は、調川町下免字前目[REDACTED]、畑56㎡です。農地区分は、小規模の団地に属する土地改良等事業の対象となっていない農地であり、第2種農地です。転用の目的は、墓地までの進入路として利用するものです。土地利用計画については25ページの平面図をご覧ください。最終的にコンクリート舗装され進入路として利用されます。排水は雨水排水のみで自然流下です。最後に、残高証明によりまして、資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われると考えております。以上、4件についてご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。事件番号1番2番については関連いたしますので、現地を確認された委員さん、一括してご意見ををお願いします。農業委員10番崎村委員お願いいたします。

農業委員 農業委員10番崎村です。21日に確認が終わりました。特段問題なく使用されていると思います。排水等に関しても問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見ををお願いします。農業委員17番柿山委員お願いいたします。

農業委員 農業委員17番柿山です。8月21日に現地の立ち合いを行いました。先ほど事務局から詳しく説明がありましたとおり、西九州自動車道トンネル工事に関係する延長ということでございますので、何ら問題はないものと思惟ました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号3番について現地を確認された委員さんのご意見ををお願いします。農業委員10番崎村委員お願いいたします。

農業委員 農業委員 10 番崎村です。21 日に行きまして、事務局が言われたとおりですけど、東側に畑がありましたけど、一段高くなっているため駐車場用地として利用があったとしても排水には問題ないと思いました。ご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見をお願いします。農業委員 9 番梶山委員お願いいたします。

農業委員 農業委員 9 番梶山です。私も現地を見たところ、下に駐車場がないということで、一部を利用して傾斜をつけて駐車場を奥に作るということで、自然流下ということで何ら問題なかったと思います。ご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号 4 番について現地を確認された委員のご意見をお願いいたします。農業委員 12 番久保委員お願いいたします。

農業委員 農業委員 12 番久保です。事件番号 4 番について、8 月 21 日に崎村委員さん、地元委員の高田委員さん、事務局とで現地確認をいたしました。内容につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりです。この案件については何も問題になるようなことはないと思いました。ご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見をお願いいたします。農業委員 14 番高田委員お願いいたします。

農業委員 農業委員 14 番高田です。8 月 21 日現地調査同行させていただきました。現地は墓地が沢山あるんですけど、そこに木がかなり大きくなってまして、そこを綺麗にしたいということで、トラックが入るような道路を作りたいということでした。それに対して何も問題ないかなという風に思いました。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号 1 番から 4 番まで一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますか。

農業委員 ちょっといいですか。（武部委員）

議 長 はい、武部委員どうぞ。

農業委員 事件番号 3 番についてなんですが、配置図に購入予定建物とありますよね。これを前提に、これをするために駐車場をするということですよ。これをしっかりと言うてもらわないといかんですよ。（武部委員）

議 長 事務局どうぞ。

事務局 仰るように21ページの配置図をご覧いただいていると思いますが、③の位置に建物がございます。ここを購入されることに伴って駐車場が不足されるということで畑を転用されて駐車場用地として利用されるということでございます。建物の購入につきましては、既に当事者間でお話がなされて契約までされているようですので、間違いなく住宅の購入はされるようですので、それに伴う転用申請ということで、転用も確実に行われると考えるところです。

議 長 よろしいですか。

農業委員 分かりました。それと事件番号4番、今福町北免の[REDACTED]さん、この方は今福の方ですけど、調川の土地ですよ。ちょっと気になったもので、お墓に行ってきました。既にその人の噂はあるんですけど、親戚の代表になってかどうか分らんのですけど、それで[REDACTED]さんがタッチするようになられたのかなと思って。その辺がよく分からなかったものだから、お願いします。（武部委員）

議 長 事務局お願いします。

事務局 この辺りに複数の墓地を確認いたしました。申請が周辺の墓地を代表してなのかということは確認しておりません。ただ現地に[REDACTED]家というお墓がありました。代表かどうかは分かりません。

農業委員 [REDACTED]さんの建立したお墓というのを前にちょっと見たことがあったものだから、もう1回確認で見に行ったんですよ。そしたらやっぱり立派なお墓が建っています。だから他のがどういうあれでそういう風にされたのかなと思ひましてですね、ちょっとお聞きしました。どうもすみませんでした。（武部委員）

議 長 はい、それでいいですか。

農業委員 はい。（武部委員）

議 長 他にございませんか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

続きまして、5ページ議案第45号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第45号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和5年8月28日としております。議案は6ページをご覧ください。賃貸借再設定分が1件、賃貸借新規分3件、使用貸借新規分4件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして担当地区分のご確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。各委員さんから何かご意見はございますか。

委員 （なし）

議長 なければ、議案第45号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、公告予定を令和5年8月28日といたします。

続きまして、9ページ議案第46号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。スライドを準備しますのでしばらくお待ちください。

事務局 議案第46号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について説明いたします。スライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。番号1番2番共に同一人からの申請で、申出人は御厨町北平免■■■■番地、■■■■氏です。土地の所在地は、番号1は御厨町大崎免字塩屋■■■■番、畑1、180㎡、番号2は同所■■■■番、畑885㎡です。申出人によりますと10年以上前から現在まで耕作しておらず現在に至っているとのことでありました。二つの土地は隣接している位置関係です。現地確認は、8月22日の農地パトロールの折に御厨の委員さんと事務局とで見に行ったところでございます。スライドのとおり原野化しているという様子を確認しているところです。結果としまして、今ご覧いただいているとおり原野化しているという状況でして、立地の条件を考えますと仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがないというところから、申出のとおり現況を原野として非農地とすることが妥当であると考え次第です。皆様のご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは1番2番について地元委員のご意見をお願いいたします。推進委員2番大久保委員お願いいたします。

推進委員 推進委員2番大久保です。先ほど事務局から説明がありましたとおり22日の農地パトロールの折に現地を確認いたしました。番号1番の農地については、そんなに木が生えたりはしておらず、農地に戻そうと思えば出来る範

圃であったんですけど、私が知る限りここを農地として使用されたり作業をされたりしたことを私は確認しておりませんし、この方も大崎地区なんですが、大崎地区に住まわれるでもなく、多分農業もやられないんじゃないかなと思います。ここは説明ありましたように、農地に戻しても仕方ない、そういう状況でございます。2番につきましては、かなり荒れておりまして、農地としてはもう難しいということですので、私としては農地からは外していいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、事件番号1番及び2番について一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第46号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、非農地通知を交付するものとしたします。

 続きまして、追加提案しております議案第47号農業経営基盤強化促進に対する基本的な構想の策定についてを議題といたします。農林課の説明をお願いいたします。

農林課 皆さんこんにちは。農林課の榎山です。地域計画の策定に向けましては、委員の皆様のご協力ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

 本日は皆様ご存じのとおり、農業経営基盤強化促進法の改正が本年の4月に施行されまして、地域計画の策定が本市では義務付けられております。それに伴って県の基本方針が5月末に見直されました。本市におきましても基本構想の見直しが必要で、策定については農業委員会と農協の意見を聞くこととなっておりますので、本日の説明会后、農業委員会からの意見書を提出していただくということになっております。先に配布しました改正案について説明いたします。基本的に、追加削除等の該当部分については赤字にて表記いたしております。ご一読いただいたかとは思いますが、まず一点目は利用権設定等促進事業に関する事項を削除です。こちらは地域計画が法制化されたことに伴い利用権の設定事業がなくなるということで削除しております。二点目は、10ページの第3の第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加しております。三点目は14ページ、第5の農業経営基盤強化促進事業に関しまして、法改正に伴ってそれに沿った改正を行っています。まず法第18条の協議の場の設置の方法等の記載をこちらに追加しているものです。主な改正点は以上になりますが、皆様の方からご意見ご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

議 長 榎山さん、もう少しこの赤字で書いてある改正点をかいつまんで説明した方が皆さんも分かりやすいんじゃないかと思うので、よろしく願います。

農林課

それでは、10ページですが、以前は農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の要請及び確保の促進に関する事項としておりましたところを担う者の確保及び育成に関する事項を追加した感じで、併せて表記を行っております。こちらは新規就農とかの確保をどうやっていくのかというのを具体的に述べておまして、2に本市が主体的に行う取組として地域計画の中身を追加して表記を変えているというところなんです。全体的に地域計画の策定に関する事項を追加したというところを理解していただければいいのかなと思ひまして、利用権設定等の促進事業は、今後は地域計画が策定されたところは使えなくなる、農地中間管理事業を使っていただくという方によっていくというところで、令和7年度からはこちらの方に全て移行してしまうということをお文章化しているところでもあります。14ページの第5は地域計画の協議の場を何回かやっているんですが、こちらは具体的にどうやってそれを皆さんに知らせていくかということとか、設置の方法、区域の決め方とか広報の仕方というのを具体的に示しているところなんです。その他細かい文言の修正等がございますが、基本的にはそういったところの改正になっているところなんです。

議長

はい。ただ今農林課より説明があったところですが、これ全部読むと私で一時間といわない程かかりました。中身をどうしたものかなと考えながらですと、とてもではない一時間ではまだまだページがあるという感じですね。皆さん目を通していただいていると思うのですが、これについて何かご意見はございますか。農業委員会の意見を求めておられますので、何らかの意見を、まあこのままでいいですというところもあるのですが、そうするか、何か意見を付していくか、今日は時間も随分早く済んでおりますので、何かご意見いただければと思います。よろしくお願いします。

松本委員どうぞ。何かご意見ありませんか。よろしくお願いします。

農業委員

先日ですね、私達もお世話になりました。今後の策定をいたしました。その折に地図を見て、なかなか作業をしていくんですけど、綺麗に色分けしているところもあるし、空いているところもあるし、やっぱり若い人が居てバリバリするなら直ぐにできるとですけどね。限られた人間でやるというのは地域を担っていくのは大変ではないかなと思っておりますけどね。息子に、農業は儲かるから百姓をなさいよって言いきれないように話すんですけど、やっぱり先輩達がそこがですね、お百姓は儲からないけんなくていいっていう人が大半ですもんね。若い人を育成するのが大事と思うんですけどね。どこの地区も同じで若い人がいなくて、年寄が草刈機使えば土手から落ちるとかですね。結構おらすですもんね。そういうことで難しいことですが、出来るところから一つ一つクリアしていった方がいいんじゃないかなと思うんです。以上です。（松本堅一委員）

議長

貴重な意見ありがとうございました。他にどなたか。はい、鈴木委員よろしくお願いします。

- 推進委員 これは結局、今福東だったのですかね、アスパラで、Iターンで来られた方が辞められましたよね。ああいうこと、折角やろうとされたのに長く出来なかった。こういうことをもう一つ踏み込んでやれるように支援しようということまでしてあるとですかね。（鈴立委員）
- 議 長 桜山補佐お願いします。
- 農林課 はい。一応教育して、そういった方を育てていくというような中身にはなっています。11ページに記載をしていますが、関係機関との連携と役割分担の考え方ということで、県と農業委員会、農協、各種教育機関と連携してサポートしていくというところでやっておりまして、新規就農を目指す方の農地のマッチング等も農業委員会と協力してやりましょうと就農支援センターとも協力をするという中身にはなっています。
- 推進委員 折角Iターンで新規就農者として取り組もうとされた方なんですけど、続かなかったのが勿体無いなと思うんですよ。やっぱり隣の農家の方とも会話が出来ていないと思うんですよ。そういうのも農協なり農林課なり声掛けて続くようにしていただければと思います。それからもう一ついいですか。新規就農者には支援が結構あるとですけど、農業後継者に対しての支援がちょっと足りないのかなと思うんですよ。例えば農業後継者に対して支援が進めば、今は会社勤めしていても辞めて農業に切り替えようかなと思えるような施策をとらないと、折角家に後継者が居ても勤めに出ている。そうじゃなくて、俺がやってみようと思えるような支援策も立てていただければなと思います。（鈴立委員）
- 議 長 ありがとうございます。他にございませんか。はい、大久保委員お願いします。
- 推進委員 推進委員大久保です。大崎地区はモデル地区として、先にお話し合いをしました。そういった機会を非農家の方も含めてしたことは意義が大きかったなと思います。これをここで終わらせてしまうのではなくて、こういった話し合いというのは大切だなと思っています。うちの地区は多目的機能の方も取り組んでおりまして、そういったところは補助金等ありますので、必ずやらなきゃいけないというところがありますけども、そういった取り組みがなされていないところが今後ずっと話し合いをやっていくのは、機会を設けるというのは難しいかなと思っています。それともう一点は、この地域の話し合いができていないところのスケジュール等をあつたら先に調べていただきたいなと思っています。この文章に対してもう少しまとめたというか、一目見て何を書いてあるんだと分かるような、もうちょっとまとめのようところがあつたらいいなと私は思います。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。私も最後の点については同感です。読み通すだけで一生懸命で、考えることができないような文章で、誰が作ったのかなと、これは県の方から文章があって、それを松浦市にあるように、松浦市は何㎡とか㎥とか、一字を変えたり追加したり変更したところを入れただけで、私は余り精査して作った文章じゃないと、松浦市の計画ではないと、会長がこんなことを言うてはいけないのですけども、そういう風に感じました。この文章は外には出さないんでしょう。役所内の文章でしょう。どこかに出すんですか。公表するのですか。

農林課

はい。

議 長

はあ、そうですか。他に皆さんご意見ございませんか。折角貴重な意見を求めているんですから、やはりそれには応えて、農業委員会としての意見は出していかなければならないと思います。これで大丈夫ですと、異議なしとして出すか、今言われたことを含めて出していきたいと思うんですけど。

それでは、皆さんの意見が出るまで、私一言、二言言いたいのですが、先ほど鈴立委員からお話があった、結局親元就農とか新規就農とか、そういったことに対する支援をするということが文言の中にあるのですが、親元就農とか新規就農とかいう人は、戦後は中学校卒業したら金の卵といって都会の方に集団列車で行っていましたよね。それと同じで、農業を志す人というのは非常に今後の農業にとっても、それから松浦市の人口減少を食い止める、そういった活性化の上でも大変大事な施策になってくると思うんですよね。それで、先日私にお話しがあった訳なんですけど、農林課の方に親子と県北振興局が来られて、一緒に新規就農についての補助金等についてのお話し合いがあったそうなんですけど、余りしっかりと理解をされないで帰られたのではないかなと、私は翌日そういう話を受けてその日の牛市の帰りに農林課に行ってその話を聞いた訳ですが、新規就農予定者、今から高校出て来春農大を出て、そして家で牛飼いをするという希望を持っておられる青年がおりました。その人だけではなくて、そういう希望を持った人を少しでも情報を得られればその人に対しては、その時に終わるのではなくて、ずっと先ほど鈴立委員が言われたように、定期的にでもお話し合いを重ねて、その人が独立して飯を食べていけるように、そこまで誘導してあげるといような行政の力添えといいますか、それをしっかりとしていただきたいと思いましたので、よろしく願いいたします。それともう一つ苦言を申し上げたいのですが、これを読んでいく中で松浦市の農家所得、一戸当たりの所得が200万円としてある訳ですよね。所得とは何ですかと白波次長にお尋ねしたところ、売り上げから経費を差し引いた残りの分が所得ですと言われました。それで200万円で生活はどうするのかと思ってですね、それを目標に設計をされているのがこのページにあるんですよ。8ページから9ページに松浦市でこういう経営体、経営規模であると抜き出して書いてあるのですが、これを松浦市の基本構想として公の計画書の中に書き込んで、全くこれでは、200万円どころか、200万円の赤字では済まない経営。現在の例えば肉

用牛30頭と水稻1.5ha、飼料作物等は省略しますが、どちらも赤字の部分なんです。今はね、それが3年半くらい続いている訳なんです。だからこの辺を松浦市の目標とするのではなく、平時であればこれで何とかなるかもしれませんが、現状はこの数字は赤字の経営です。だからこの欄の下にも米印でも入れて、これは今の状況では通用しませんとか、その辺は言葉を役所用の言語で書いていただかないと、外から新規就農でも入ってくる時、自分が目指している経営はこれだったら、何頭何アールで飯を食べていけるのかなと思われてもちょっと困るなと思って。これを赤字としていない理由はどういうことなんでしょうか。桎山課長補佐、ここはどういうことなんでしょうか。お尋ねします。

農林課 こちらは令和3年11月に策定した時に見直しをしているもので、その時も農業委員会にもお諮りしております。これは県の経営基準というものがあって5年ごとに見直されますので、そちらを基準として経営が成り立つ累計としてこちらに記載しております。なので、県の基準から計算するとこれで松浦市の基本構想の目標所得には達するという事で記載しております。

議 長 農林課としてもこの規模で、200万円の所得が確保できるということで理解をしておられるということで、そういう風に受け取っていい訳ですね。

農林課 県が出している1,000万円所得の反当りの水揚げ水準というのがあるんですが、そちらからはじき出しているんで、うちが独自に数字を持っている訳ではないので、それを参考にするしか松浦市農林課でははじき出せないんで、それを運用させていただいております。

議 長 これは1,000万円どころかマイナスの数字に近くなるんじゃないですか。

農林課 県の水準に合わせてこちらも頭数、面積ではじき出すと所得は300万円を超えるような計算が農林課の別の手持ち資料にあるんですが、そちらは、計算上は目標所得に達する数字とはなってはいます。現状と合わせている訳ではないのでその辺はご理解いただきたいと思います。

議 長 それでは、現状に合わない計画を出しているということですね。これ全然現状に合っていないんですよ。だから文言の修正等はお任せしますが、これでは生計が成り立つような数字ではない訳ですよ。そこを言っている訳で、だから農林課としてもしっかりと現状を把握してこの厳しい経営に対する市の対応をどうすればいいのかということをやはりこの中にも謳い込んでいただきたかったなと思います。以上で終わります
鈴立委員どうぞ。

推進委員 先ほど榎山補佐が言われました令和3年度の計画みたいですので、その時は経営が成り立つような現状ではなかったでしょうか。今はもう令和5年になって牛の値段も下がって米の値段も下がったという状況ですので、これは誤解が生じると思いますので、作成時の年月を赤字で入れるとか、そういう風な計画をですね、収入や所得が今と変わってきたので、その辺を今の物価指数で計算しながらもう一度個別経営体という枠組みを、これは令和3年11月の状況でやりましたということを書いておかないと、議長と言われるように現状では成り立たないようでありますので、よろしくお願いいたします。（鈴木委員）

議 長 ありがとうございます。委員からもそういった意見が出ておりますので、どうぞご配慮お願いいたします。
他にご意見はございませんか。

委 員 （なし）

議 長 ないようでございます。それでは、市長にこの計画の意見書についての農業委員会の意見を出さないといけません。それで農業経営基盤促進施行規則第2条の規定により以下のとおり回答しますということで、3例を上げている訳です。1番適当、この計画で良いと認めるか、2番適当でない、その理由、3番目にその他意見ということですが、松浦市農業委員会としてはどれで出していいでしょうか。1番、2番どちらで出すか多い方で出します。2者択一でさせていただきます。挙手をお願いします。
適当であると認める方は4名ですね。それでは残りの方は適当でないという意見の方でしょうか。

委 員 （はい）

議 長 それでは、適当でないとし、その他の意見のところでは先ほど言ったことを集約して書いて、市の方針と言いますか、それでやっていただきたいと思いますので、適当でないということで提出させていただきます。
それでは榎山課長補佐にはご退出していただいて結構ですが、何かございますか。

農林課 所得を見直すと一つ問題がありまして、松浦市から認定農業者がいなくなってしまうというような話になってくるので、その辺のことを考慮しながら意見を賜れればと思うのですけど。

議 長 今の数字では赤字になる数字ですものね。私の叔母も伊万里市の長浜にいますけど、米を作っていると赤字になるよと言っているのですが、松浦も長浜も一緒と思っているのですが、米を作って売っても余り残らないんですよ。だからこの計画では、牛は、今は全く経費だけ上がって個体の販売は

2分の1から2.5分の1に下がっていますので、その辺課内でよくお話し合いをしてください。

農林課 これは一度県と農業委員会も入っている担い手協議会の中で協議はしているので、農業委員会の事務局の職員の方は了承されているんですけど、委員会としては駄目ということですね。

議 長 農業委員会の意見を求めますということです。委員会の中で直接農業をやっておられる方がほとんどでございますので、切実な意見としますので、そのようにお伝えいただければ幸いです。

農林課 そうしましたら、これを市としては9月末までに公告しないといけないのですが、作成を見直すとなるともう一度農業委員会に意見を求めないと公告できなくなるので、その際はまたよろしく願いいたします。

議 長 今後の総会は9月27日になると思いますよね。よろしくお願いします。お疲れ様でした。他に何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、議案第47号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定については、農業委員会としては適当でないという意見書を提出します。

以上を持ちまして、本日の付議事項を審査決定いたしました。

続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いします。

事務局 それでは、協議事項です。本日はご報告と事務連絡がございます。

- ・「農業委員会の改選とその準備について」
- ・「タブレットの操作について」
- ・「農業委員会委員の旅行について」
- ・「農業者年金特別研修会について」

議 長 以上で、総会を終了します。次回の農業委員会総会は、9月27日水曜日といたします。(場所 市民ホール) 本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 05 分

